

# 附属機関(審議会)等 報告書

令和2年8月5日

芦屋市自治会連合会会长 様

報告者氏名 納谷 周吾



審議会等の 名 称	令和2年度第1回芦屋市社会福祉審議会 (任期: 令和2年4月1日 ~ 令和4年3月31日)		
開催日時	令和2年 8月 3日 (月) 午前10時30分~11時40分		
出席者氏名	委員 20名 (22名中)、福祉部障がい福祉課 3名、 事務局: 福祉部地域福祉課等 5名		
開催場所	市役所分庁舎 2階会議室	交通費	0円

## [ 主な内容 ]

司会: 福祉部地域福祉課 山川課長

議事:

①審議委員委嘱状交付 (任期: 令和2年4月1日 ~ 令和4年3月31日)

②委員 22名 & 会長、副会長選出

佐々木会長、平野副会長を選出 (再任)

地域福祉部会 17名 & 平野部長、河盛副部長を選出 (再任)

③芦屋市障がい者差別解消関連条例案について

7/28 地域協議会で最終調整された案について、事務局より説明

質疑が行われ会として了承した。

※1 審議委員に市会議員 2名いる。芦屋市の特徴

→中島委員 (市議会議長): 議会と審議委員となるとダブルミッションとなることも。

そのケースでは議会に側にたつこととなる。

※2 NHK「視点・論点」で芦屋市の福祉への取り組みについて放送された (平野)

国の改正福祉法に先んじて取り組んでいると紹介された。

また委員に事業者が参加していることも芦屋市の特徴 …と紹介

→各委員から、放送前にせめて委員に広報して欲しい、と要望あり。

所見:

今回、委員から活発な意見が出された。上記③の条例案については異論なく了承されたが課題は市民への啓蒙である。条文はごもっともだが実行して初めて効果もるもの。

市民、地域という言葉で表現されるも、一体誰を指して、どのように進めるか?

自治会も役員構成は高齢者。その役員が頑張って会の維持が出来てはいるが、将来性は明るいとは言えない環境である。地域=必ずしも自治会ではないことも認識要である。

例) 災害時の在宅避難に福祉政策上はどのように啓蒙するかなど行政間の連携も課題。

上記のとおり、報告します。

〈確認者〉 芦屋市自治会連合会 会長・助 野 光 男

